

# —— 令和7年度 ——

## 広島市合葬墓使用者募集

### (広島市高天原墓園内)



### 合葬墓の特色

合葬墓(がっそうぼ)とは、多くの焼骨を共同で埋蔵するお墓です。広島市では広島市高天原(たかまがはら)墓園内にある合葬墓の使用者を定期的に募集しています。

#### 承継者不要

承継者(お墓を継ぐ人)の有無に関係なく使用できます。

#### 墓石不要

墓石を設置する必要がないため、費用を軽減できます。

#### 維持管理不要

本市が永代にわたって管理を行います。

### 申込受付期間

募集案内は期間中、広島市保健所で配布します。

【第1期】令和7年 5月 1日(木) ～ 6月30日(月)※必着

【第2期】令和7年11月 4日(火) ～ 12月26日(金) ※必着

# 申込者資格

※その他申込資格がありますので、詳しくは募集案内をご覧ください。

本市に住所を有する方で、  
現に埋蔵しようとする焼骨を所持している方

又は

死亡の際本市に住所を有した方の焼骨を  
埋蔵しようとする方

## 使用料

焼骨1体につき 5万円

※管理料は使用料に含まれており、以後の管理料負担はありません。  
※記名(埋蔵者氏名の彫刻)費用は、使用者の負担となります。

## 交通アクセス

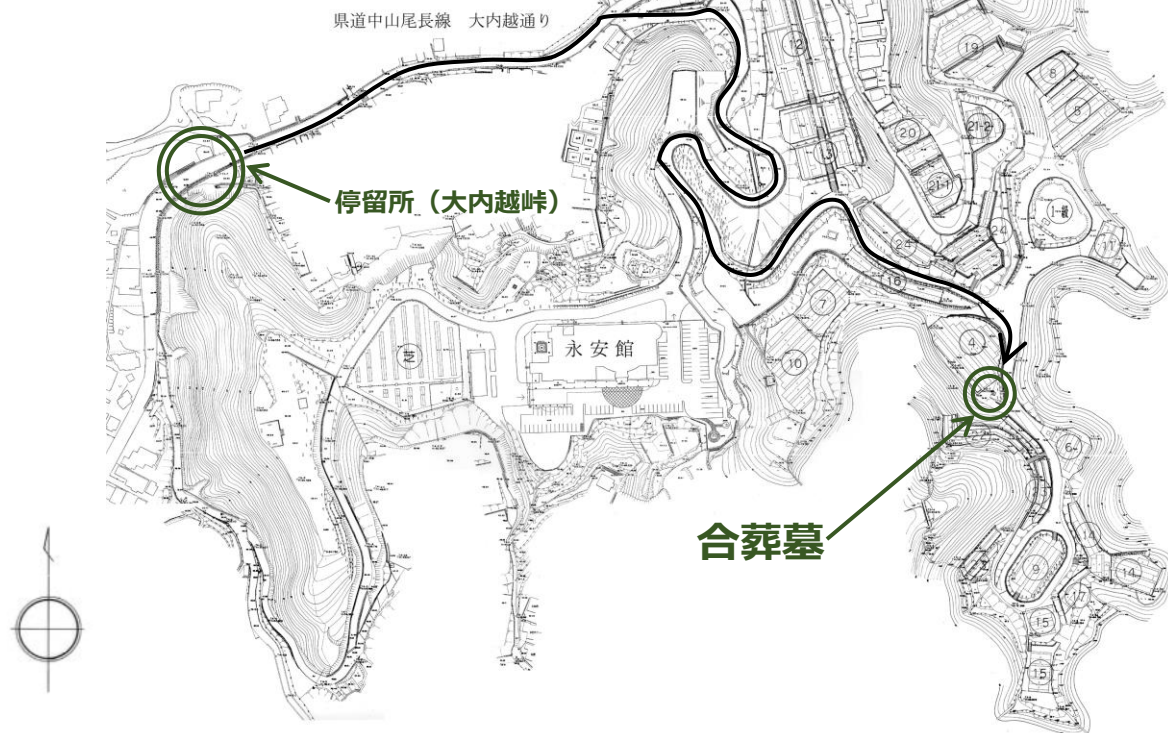
- ・広島バス 27号線 ⇒「**大内越峠**」下車
- ・広島バス 29号線【大内越峠経由】⇒「**大内越峠**」下車

※広島バス 29号線【大州矢賀経由・温品バイパス経由】は「大内越峠」を通りませんので、ご注意ください。

※合葬墓までは登り坂ですので、雨天時等はお足元にご注意ください。また、自家用車等による入場もできます。

### 広島市高天原墓園

(広島市東区中山南一丁目・尾長町・矢賀町)



## 注意事項

- ・生前申込みはできません。
- ・焼骨は、原則として、親族の焼骨に限ります。
- ・1申込みで2体以上の焼骨を埋蔵することができます。
- ・使用権は移転できません。
- ・希望者は、記名板に記名することができます。
- ・受け付けた焼骨を返還及び改葬することはできません。
- ・市では法要等の供養は一切行いません。

## お問い合わせ先

広島市保健所環境衛生課管理係  
〒730-0043 広島市中区富士見町11番27号

TEL 082-241-7451

FAX 082-241-2567

広島市 合葬墓

でご検索ください

